

資料 4 . 特許庁を給源とする裁判所調査官の現状等

1 . 派遣調査官の規模等

(1) 知的財産訴訟を担当する調査官 21 名の配属先

東京高等裁判所	11名	東京地方裁判所	7名
大阪高等裁判所	1名	大阪地方裁判所	2名

(注) 大阪高等裁判所と大阪地方裁判所の調査官は兼務。

(2) このうち、東京高等裁判所に配属されている弁理士出身の 1 名の調査官を除き、その余の 20 名の調査官は何れも特許庁からの派遣者。

(特許庁からの派遣者 20 名は、特許庁の特許・実用新案分野を担当する審判官数 336 名の約 6 %に相当)。

2 . 対象者の選定と派遣方法

(1) 選定方法

特許庁での審査及び審判業務の経験を有し、「技術」に精通した者から対象者を選抜。

したがって、通常は特許・実用新案分野の経験者。

現行運用では、入庁 15 年～ 31 年の審判官経験者を派遣。

機械・電気・化学等の全技術分野に対応できるように全分野から人材を選定。

(2) 派遣方法

派遣時には特許庁を退職する。

任期は 3 年であり、任期終了後は、通常は特許庁に復帰。

3 . 調査官制度の概要

調査官の業務は、「事件の審理及び裁判に関して必要な調査を掌る」こと

裁判所法 第 57 条 (裁判所調査官)

1 最高裁判所、各高等裁判所及び各地方裁判所に裁判所調査官を置く。

2 裁判所調査官は、裁判官の命を受けて、事件 (地方裁判所においては、工業所有権又は租税に関する事件に限る。) の審理及び裁判に関して必要な調査を掌る。

事件の担当調査官の氏名は公表されていない。また、裁判官や裁判所書記官と異なり、除斥・忌避の規定の適用はない。

また、専門委員制度で論じられているような、調査官の関与の範囲、期日における説明・発問等の権限と義務に関する詳細規定はない。

4. 調査官制度（専門家の関与）についてのユーザーの意見・提言

調査官制度と専門委員制度の区別を明確に意識したものではなく、知的財産訴訟における専門家関与についての一般論と思われるが、11月18日の検討会においてユーザー団体から提示された資料から抜粋すると、下記のような要望がある。

日本経済団体連合会

- ・特許等の侵害訴訟においては、技術的な要素と法律的な要素が密接不可分な関係にあることから、技術に関する専門家が裁判に関与することが不可欠。
- ・新たな専門家制度を導入し、裁判所の人的基盤の強化に取り組むべき。
- ・専門家の合議制への参加も検討すべき。

日本知的財産協会

裁判所の組織・体制として専門性・透明性の確保が不十分

- ・裁判官の増員、育成（技術裁判官の育成）
- ・調査官の役割の明確化、裁判官に対する補佐内容の当事者への開示と反駁機会の確保

バイオインダストリー協会

- ・特許庁審判部に準じて、充実した専門知識に基づいて技術内容についての審理を可能とすべき。
- ・専門家の資格（給源）
特許庁審判官（経験者）、弁理士、中立性の確保された各企業特許出願・訴訟経験者等から、当事者の申立により任命すべき。
- ・専門家の権限と公平性の確保
専門家が裁判官と同様に審理・訴訟指揮に参加できるようにすべきである。
当事者に忌避権を与えるべきである。